株式会社ケーブルネット神戸芦屋すずらんケーブル地区ケーブルテレビ放送サービス 契約約款

株式会社ケーブルネット神戸芦屋（以下「当社」という。）と、当社が行うサービスの提供を受ける者（以下「加入者」という。）との間に締結される契約（以下「加入契約」という。）は、以下の条項によるものとします。

第１条（当社が提供するサービス）

当社は総務大臣の認めた区域（以下「業務区域」という。）において、加入者に次の「サービス」を提供します。

(1) テレビ再送信プラン　当社が定めた地上テレビ放送、ラジオ放送および衛星放送の同時再送信サービスならびに自主放送のサービス。

(2) ライトプラン　テレビ再送信プランに加えホームターミナル経由で視聴できるテレビジョン放送のうち当社が定めた同時再送信サービスおよび自主放送のサービス。

(3) マルチチャンネルプラン　ライトプランに加えホームターミナル経由で視聴できるテレビジョン放送のうち当社が定めた同時再送信サービスおよび自主放送のサービス。

(4) デジタルライトプラン　テレビ再送信プランに加えデジタルサービス用受信端末(以下、「ＳＴＢ」という。)経由で視聴できるテレビジョン放送のうち当社が定めたテレビジョン放送（多重放送を含む）の同時再送信および自主放送をデジタル放送するサービス。

(5) デジタルライトＲプラン　デジタルライトプランと同様なサービス。ただし、ＳＴＢに録画機能が付加されたサービス。(以下、前号のデジタルライトプランおよびデジタルライトＲプランを総称して「デジタルライトプラン等」といいます。）

(6) デジタルデラックスプラン　デジタルライトプランに加えＳＴＢ経由で視聴できるテレビジョン放送のうち当社が定めたテレビジョン放送（多重放送を含む）の同時再送信および自主放送をデジタル放送するサービス。

(7) デジタルデラックスＲプラン　デジタルデラックスプランと同様のサービス。ただし、ＳＴＢに録画機能が付加されたサービス。(以下、前号のデジタルデラックスプランおよびデジタルデラックスＲプランを総称して「デジタルデラックスプラン等」といいます。）

(8) オプションサービス　上記以外の有料による再送信サービスおよび自主放送のサービス。ただし、オプションサービスはライトプラン、マルチチャンネルプラン、デジタルライトプラン、デジタルデラックスプラン、およびデジタルデラックスＲプランの各加入者に限り提供します。

(9) ＰＰＶ　課金単位が一の放送番組となっているデジタルデラックスプラン等に付加される有料の放送サービス。

(10) ＰＰＤ　課金単位が一日となっているデジタルデラックスプラン等に付加される有料の放送サービス。(以下、前号ＰＰＶ・ＰＰＤを総称して「ＰＰＶ等」といいます。）

(11) 上記に附帯するサービス。

第２条（加入契約の単位）

加入契約は、加入世帯ごとまたは事業所ごとに行います。

第３条（加入契約の成立）

加入契約は、当社のサービスの提供を受けようとする者（以下「加入申込者」という。）があらかじめこの契約約款を了承し、別に定める加入申込書に所要事項を記入捺印の上提出し、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

２．当社は、次に該当する場合には、申込みを承諾しないことができるものとします。

⑴当社のサービスの提供が施設設置面での技術的な理由等により困難な場合。

⑵加入申込者が自己に課せられた債務の履行を怠ったことがあるなど本約款上要請される債務の履行を怠る恐れがあると認められる場合。

⑶加入申込書の記入事項に虚偽、不備（名義、捺印、識別のための番号および符号情報等の相違・記入漏れ等をいいます。）がある場合。

⑷加入申込者が当社の放送する番組の著作権その他を侵害する恐れがあると認められる場合。

⑸加入申込者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合。

⑹料金等のお支払い方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合。

⑺加入申込者がこの約款に違反する恐れがあると認められる場合。

⑻その他、当社の業務に著しい支障がある場合。

３．有料番組（ＰＰＶ等は除きます）を利用する場合には、加入者は、有料番組ごとに申込んでいただきます。ただし、一部の有料番組の会社が定める所定の様式に記入する場合のほかは、電話等により当社に申込むことができるものとします。

４．一部の有料番組およびPPV等については、視聴年齢制限の制約により利用できないことがあります。

５．当社は、本人性および年齢の確認のため身分証の提示を求める場合があります。

第４条（契約の有効期限）

加入契約の有効期限は、契約成立の日から１年間とします。ただし、契約満了の１０日前までに、当社・加入者とも何ら文書による解約の意思表示をしない場合には、自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

第５条（加入申込みの撤回等）

加入申込者は、加入申込みの日から起算して８日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。（ＰＰＶ等は除きます）

２．前項の規定による加入契約の申込みの撤回等は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。

３．第1項の規定により加入契約の申込みの撤回等を行った者は、実際に支払った加入契約料の還付を請求することができます。ただし、あらかじめ加入申込みの撤回をする意思をもって加入契約の申込みを行った場合等、加入契約の申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。

４．前項の規定に拘らず加入契約後、工事等を着工済み、または完了済みの場合には加入者はその工事に要した全ての費用を負担するものとします。

第６条（加入契約の解約）

加入者は、加入契約を解約しようとする場合、直ちに当社に文書で申し出るものとします。

２．加入者は解約の場合、利用料の規定による利用料を含む全ての料金（解約月の月額利用料も含む）を当社が

指定する日までに精算するものとします。
３．放送サービスの停止は、当社または当社の指定する業者が行うものとします。
４．加入契約を解約した場合、加入料、手数料等の払い戻しは致しません。なお、再加入の際には、加入料、手数料をいただきます。
５．解約の場合、当社はサービスの提供を停止し、第１６条(機器等の貸与)により貸与した機器等を撤去し、加入者は解約に伴う別に定める工事費等をお支払いいただきます。ただし、撤去にともない加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を要する場合には、加入者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。
６．加入者は本条に定める解約、および第３３条(サービスの停止および解除)に定める解除の場合、直ちに機器等を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、料金表に定める損害金を請求します。

第７条(放送サービスの変更)
　加入者は、放送サービスの変更を申込むことができます。
２．放送サービスの変更の場合には、第３条(加入契約の成立)の規定に準じて取り扱います。ただし、別に定める加入申込書の所要事項の記入捺印を省略し、電話等により当社に申込むことができるものとします。この場合、当社は、加入申込者に承諾内容を確認する書類を交付することがあります。
３．当社は、加入者の支払遅延等加入者に事情がある場合には、変更を承諾しない場合があります。
４．放送サービスの変更を行った場合には、変更後のサービス料金に従っていただきます。ただし、月の途中での変更は原則としてできません。

第８条（デジタル放送サービスの情報提供）
　当社は、ＳＴＢ経由の放送の内容および放送時間を、原則として当社の指定する番組検索サービス（以下「ＥＰＧ」という。）により提供するものとします。ただし、当社はＥＰＧによりお知らせした内容を適宜、当社の判断により変更する場合があります。
２．当社は、内容および放送時間の相違、間違いおよび変更によっておこる損害の賠償には応じません。

第９条（ＰＰＶ等の視聴）
　ＰＰＶ等の視聴は、デジタルデラックスプラン等の加入者に限り利用することができます。
２．デジタルデラックスプラン等の加入者は、ＰＰＶ等を視聴する場合には、課金単位ごとに個別の申込みを行わなければなりません。
３．前項の申込みを行った場合においては、デジタルデラックスプラン等の加入者は、その申込みの撤回を行うことはできません。
４．課金単位ごとの料金はＥＰＧにより確認することができます。
５．デジタルデラックスプラン等の加入者は、ＰＰＶ等を利用できないように、当社施設側において、措置を講ずることおよびその措置を解除することを当社に請求することができます。
６．デジタルデラックスプラン等の加入者宅に設置した当社の機器およびＩＣカードを通じて、デジタルデラックスプラン等の加入者以外のものが第1項の申込みを行った場合でも、デジタルデラックスプラン等の加入者はその利用に係る料金の支払義務を負います。
７．ＳＴＢと電話回線の不接続または、当社がその機器間の通信状況を確認できない場合も前項と同様に取り

扱います。

第１０条（加入料）

　加入者は、加入契約時に別表料金表に定める加入料を支払うものとします。

２．当社は、加入料を改定することがあります。

３．当社は、加入料を減額することがあります。

第１１条（手数料・工事費等）

　加入者は、加入契約時またはサービスの変更時に料金表に定める手数料および工事費を支払うものとします。

２．当社は、手数料および工事費等を改定することがあります。

３．当社は、手数料および工事費等の料金を減額することがあります。

第１２条（利用料）

　加入者は、サービス開始日の属する月から、利用するサービスに応じて料金表に定める利用料を支払うものとします。

２．当社は、加入者が利用する全てのサービスを、月のうち継続して１０日以上に亘り提供しなかった場合は、前項の規定にかかわらず当該月分の利用料を無料とします。ただし、天災地変、その他当社の責に帰すことのできない事由によるサービス停止の場合は、この限りではありません。

３．ＮＨＫの受信料およびWOWOWの視聴料は、この契約約款に定める利用料に含みません。

４．当社は、経済環境等の変動に伴い利用料を改定することがあります。

第１３条（支払時期・方法）

　加入者は、加入料、手数料、利用料および工事費等の支払を、当社が別途指定する支払期日までに、指定する方法により支払うものとします。

２．当社は、加入者から当社の取り扱うクレジットカードによる支払の申込みを受けた場合、申込みの記載内容を当該クレジットカード会社に照合し、当該クレジットカード会社の会員規約に準じて取り扱うものとします。この場合加入者とカード会員は同一人とします。当社は、当該クレジットカード会社からの会員資格の喪失、無効通知等の連絡を受けた場合、その加入者の料金の支払方法の変更の請求または加入契約の解除ができるものとします。

第１４条（遅延利息）

　加入者は、加入料、手数料、利用料および工事費等の支払を、支払期日より遅延した場合は、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年利１４．５％の遅延利息金を当社に支払うものとします。

第１５条（承諾事項）

　加入者は、以下の事項をあらかじめ承諾していただくものとします。

　⑴加入者の都合により第１３条（支払時期・方法）以外の支払方法において発生した入金費用または訪問集金費用、当社が督促手続きを行った場合の費用、支払に関する公正証書の作成費用は、加入者が負担することとします。解約された後についても同様とします。

　⑵ 加入者は、当社が有する、加入者の料金その他の責務についての債権を譲渡することがあることをあら

かじめ承諾していただきます。

第１６条（機器等の貸与）

　当社は、加入者にサービスごとに料金表に定める機器等を貸与します。

２．加入者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。

３．加入者は故意または過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理に係る実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、料金表に定める損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。

４．加入者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。

５．当社がこの約款に基づいて貸与する機器等、および設置する設備に必要な電気は加入者から提供していただきます。

６．第１項の定めにかかわらず、当社は、加入者がテレビ再送信プランのみで加入した場合は、機器等を貸与しないものとします。

第１７条（Ｂ－ＣＡＳカードの貸与）

　当社は、デジタルデラックスプラン等およびデジタルライトプランの加入者に、Ｂ－ＣＡＳカードを貸与します。Ｂ－ＣＡＳカードに関する取扱いについては、加入者と株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ（以下、「Ｂ－ＣＡＳ」という。）の「Ｂ－ＣＡＳカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

２．加入者は、加入者の故意または過失によりＢ－ＣＡＳカードを破損または紛失した場合は、料金表に定める諸手数料または損害金を負担するものとします。

第１８条（Ｂ－ＣＡＳへの登録）

　デジタルライトプラン等およびデジタルデラックスプラン等に加入する加入者の個人情報は、当社へのデジタルライトプラン等およびデジタルデラックスプラン等申込みと同時にＢ－ＣＡＳへ登録されます。また、個人情報の変更が生じた場合も当社からＢ－ＣＡＳへ連絡します。ここで登録される個人情報とは、加入者の氏名、生年月日、住所および電話番号を特定する情報をいいます。

第１９条（Ｃ－ＣＡＳカードの貸与）

　当社は、デジタルデラックスプラン等の加入者およびデジタルライトプラン等でオプションサービスを利用する場合加入者に、Ｃ－ＣＡＳカードを貸与します。

２．Ｃ－ＣＡＳカードの所有権は、当社に帰属するものとし、加入者は、第６条（加入契約の解約）および第３３条（サービスの停止および解除）の規定により解約または当社が行う契約の解除を行うまで、ＳＴＢに常時装着された状態で使用し、善良なる管理者の注意義務をもってＣ－ＣＡＳカードを管理しなければなりません。

３．加入者の責めによらないＣ－ＣＡＳカードの故障によって受信障害が発生したと当社が認定した場合および、当社の判断による場合は、当社は、Ｃ－ＣＡＳカードを交換することがあります。

４．加入者は、Ｃ－ＣＡＳカードの貸与、譲渡、質入れその他の処分等をすることはできません。

５．加入者は、次の各号を行うことはできません。

　⑴ Ｃ－ＣＡＳカードの複製・翻案、および改造・変造・改ざん等のカードの機能に影響を与えること。

⑵Ｃ－ＣＡＳカードを日本国外に輸出または持ち出すこと。

第２０条（Ｃ－ＣＡＳカードの紛失等）
加入者は、Ｃ－ＣＡＳカードカードを紛失しまたは盗難にあった場合は、当社にその旨を速やかに届出なければなりません。
２．当社は、届出を受理した場合においては、速やかに当該Ｃ－ＣＡＳカードを無効とします。ただし、届出が受理される以前に、第三者によりＣ－ＣＡＳカードが使用された場合は、ＰＰＶ等に係る料金は加入者の負担となります。

第２１条（Ｃ－ＣＡＳカードの再発行）
当社は、Ｃ－ＣＡＳカードを再発行することを適当と認めた場合に限り、その再発行を行うものとします。この場合、加入者は、別に定めるＣ－ＣＡＳカード再発行手数料を支払わなければなりません。

第２２条（Ｃ－ＣＡＳカードの返却）
加入者は、第６条（加入契約の解約）および第３３条（サービスの停止および解除）の規定により解約または当社が行う契約の解除を行う場合は、当社に対しＣ－ＣＡＳカードを直ちに返却しなければなりません。

第２３条（施設の設置工事および費用の負担等）
当社が別途指定する、信号引渡し端子までの施設（以下「当社施設」という。）を当社が所有し、以降の施設（以下「加入者施設」という。）を加入者が所有するものとします。
２．当社施設の設置工事および保守等は、当社または当社の指定する業者が行うものとします。
３．加入者施設の設置工事および保守に要する費用は、加入者が負担するものとします。

第２４条（施設の設置場所の無償提供等）
加入者は、施設を設置するため、加入者が所有または占用する土地、建物等を、無償で当社に提供するものとします。
２．加入者は、当社施設および加入者施設の設置について、あらかじめ地主、家主その他利害関係人の承諾を得ておくものとします。また、このことに関し後日苦情が生じたときには、加入者は責任をもって解決するものとし、当社はその責を負わないものとします。
３．加入者は、当社または当社の指定する業者が設備の検査、修理その他を行うため、施設にかかわる敷地、家屋、構築物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。

第２５条（当社の維持管理責任）
当社は、当社施設が常に良好な運用状況を保つよう施設の維持管理に努めるものとします。ただし、加入者は施設の維持管理の必要上サービスの提供が一時的に停止することがあることを承認するものとします。
２．加入者から受信不良等について申し出があった場合には、当社は速やかに調査し対策を講ずるものとします。受信不良等の原因が加入者施設に起因する場合は、その修復に要する費用は加入者が負担するものとします。
３．加入者は、加入者の故意または過失により当社の施設に故障を発生させた場合は、その施設の修復に要する費用を負担していただくほか当社の受けた損害を賠償していただきます。

第２６条（免責事項）

　当社は、施設の維持管理の必要上、やむを得ずサービス提供の一時中断をすることがあります。この場合、当社は、事前に加入者にその旨を通知するものとしますが、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

２．当社は、放送サービスの内容を変更する場合があります。なお、変更によっておこる損害の賠償には応じません。

３．当社は、次に該当する場合に対する損害の賠償には応じません。

　⑴天災、事変、衛星の故障、降雨による電波の異常減衰その他当社の責に帰することのできない事由によりサービス提供の停止を余儀なくされた場合。

　⑵当社の責に帰さない事由または受信障害により放送内容の全部または一部に画面症状（画像の劣化、ブロック状のノイズ、画面の静止、受信不能等の症状をいいます。）が発生した場合。

　⑶録画機能付きＳＴＢの利用について、録画、再生機能の不具合および録画物等（録画機能付きＳＴＢに蓄積、挿入されたデータすべてをいいます。以下同じとします。）の消失、破損等が生じた場合。また、機器の交換や撤去を行った際に、録画物等が消失した場合。

４．当社は、サービスの利用により発生した加入者と第三者との間に生じた加入者または第三者の損害、およびサービスを利用できなかったことにより発生した加入者と第三者との間に生じた加入者または第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

第２７条（禁止事項）

　加入者は、当社が提供するサービスを、第三者にテープ等の記録媒体・配線等により供給することは無償・有償にかかわらず禁止します。

第２８条（名義および住所変更）

　次の場合、加入者は加入名義および住所の変更をすることができます。

　⑴ 加入者が業務区域内において住所変更を行った場合。

　⑵ 相続する場合および法人たる加入者が合併等により名称を変更するとき。

２．前項以外で加入申込書に記載した事項について変更がある場合には、加入者は文書によって当社に申し出るものとします。

第２９条（加入申込書記載事項の変更）

　加入者は、加入申込書記載のサービス内容の変更を希望する場合は、当社に申し出るものとします。

２．前項以外で加入申込書に記載した事項について変更がある場合には、加入者は文書によって当社に申し出るものとします。

第３０条（加入者変更）

　当社の業務区域内において何ら工事することなく当社のサービスが受けれる状態の家屋である場合、加入申込者は加入者変更の手続きを行い、料金表に定める加入者変更手数料を支払うものとします。

第３１条（一時停止および再開）

　加入者が、当社のサービスの一時停止または再開を希望する場合は、当社に文書で申し出て、料金表に定め

る一時停止手数料または再開手数料を支払うものとします。
２．一時停止の場合は、当社はサービスの停止をするとともに、貸与したＳＴＢを撤去します。
３．一時停止を申し出た日の属する月までの料金は有料とし、その再開の場合は第１２条（利用料）に準ずるものとします。
４．一時停止期間は最長６ヶ月間とします。６ヶ月を経過しても再開の申し出がない場合には、６ヶ月が経過した日の翌日をもって解約の申し出があったものとします。

第３２条（テレビ再送信プランの利用料の精算）

加入契約が解約となった場合において、すでに支払われた利用料に過払額がある場合は、これを返戻します。この場合、料金表に定める利用料を前納で支払った加入者の未経過期間に対して返戻する過払額は、前納支払額から経過期間に対する月額による利用料額（経過期間が６ヶ月以上である場合は、その６ヶ月については、６ヶ月前納額により支払ったものとみなして算出した額とします。）を差し引いた残額とします。
２．利用料が支払われた期間の利用料について、その料金の改定があり、過払額が生じた場合は、改定額により精算して返戻します。

第３３条（サービスの停止および解除）

当社は、加入者が次のような義務違反あるいは違法行為があった場合、何らの通知、催告なしに加入者へのサービスの提供を停止し、あるいは加入契約の解除を一方的に行うことができます。

⑴ 加入料、工事費、手数料を期日までに支払わなかった場合、または利用料を累計で３ヶ月分滞納した場合。
⑵ 加入者の故意または過失により当社施設に損害を与えた場合。
⑶ 著作権法に違反して当社のサービス内容を使用した場合。
⑷ その他この契約約款の定めに違反した場合。

２．前項により加入契約を解除した場合は、第６条(加入契約の解約)第２項から第６項までの規定を準用します。

第３４条(個人情報の取扱い)

当社は、サービスを提供するために必要な加入者にかかる情報を、適法かつ公正な手段により収集し、適切に取り扱うものとします。また、加入申込者および、加入者が当社に連絡する被紹介者についても、加入者に準じて取り扱います。
２ 前項により、収集し知り得た加入者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所、請求書の送付先等、およびその他当社が別に定める加入者に関する情報を、当社は、次の各号の業務の遂行上必要な範囲を超えて利用しないものとします。
（１）サービスの提供を開始、継続、または終了（カスタマーセンター対応、施工、顧客管理、課金計算、料金請求、障害検知・復旧等の業務に必要な場合を含みます。）するために利用する場合
（２）当社が提供するサービスおよび販売等を行なうサービス（電話サービス、インターネット接続サービス、放送サービス、Ｊ：COM MOBILE およびそれぞれの付加機能、追加サービス、附帯サービス等を含みます。）の加入促進を目的とした営業活動で利用する場合
（３）サービスの新規開発、サービス向上、顧客満足、解約理由の調査、分析を行う場合
（４）加入者から個人情報の取扱いに関して、新たに同意を求めるため利用する場合

３ 当社は、前項の利用目的に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託する場合があります。
４ 当社は、次の各号の場合を除き、本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとします。
（１）本人の同意がある場合
（２）加入者のサービス利用に係わる債権・債務の特定、支払いおよび回収のため必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関に個人情報を開示する場合
（３）裁判官の発付する令状により強制処分として捜索・押収等（刑事訴訟法第２１８条）がなされる場合
（４）法律上の照会権限を有する公的機関からの照会（刑事訴訟法第１９７条第２項等）がなされた場合その他法令の規定に基づき提供しなければならない場合
（５）人の生命、身体および財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
（６）個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）で認められている場合

第３５条（契約約款の改正）
　当社は、この契約約款を総務大臣に届出た上改正することがあります。

第３６条（テレビ再送信プランの利用料金の減免）
　利用料の減免については、平成１４年８月１日施行の「利用料の減免に関する特約」の定めにより、適正に処理するものとする。

第３７条（専属的合意管轄裁判所）
　加入者と当社との間における一切の訴訟については、当社のサービス区域を管轄する簡易裁判所または地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第３８条（営業区域）
　この契約約款は、下表に定める営業区域において適用します。

営業区域	神戸市北区

第３９条（定めなき事項）
　この契約約款に定めなき事項が生じた場合、当社および加入者は契約約款の趣旨に従い、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

附　則
１．当社は特に必要があるときは、本約款に特約を付すことができるものとします。
２．一括加入、業務加入等については別途定めます。
３．マルチチャンネルプラン、ライトプラン、デジタルライトブランおよびデジタルライトＲプランの新規・変更・追加の取扱は終了とします。
４．マルチチャンネルプランおよびライトプランのオプションサービスの新規・変更・追加の取扱は終了とします。
５．この契約約款は、平成２２年２月１日から施行します。
（契約に関する経過措置）

この契約約款の際現に、合併前の財団法人京阪神ケーブルビジョンとの間で締結している本サービスに係る契約は、この契約約款実施の日において当社が提供する本サービスに係る契約に移行したものとします。

（料金の支払いに関する経過措置）

この契約約款実施前に支払いまたは支払われなければならなかった合併前の財団法人京阪神ケーブルビジョンとの規定により生じた料金その他の責務については、この契約約款実施の日において、当社が譲り受けるものとし、その請求その他の取扱いについては、改正後の規定に準じて取り扱います。

（改正前の規定による手続き等の効力）

この契約約款実施前に、改正前の規定によりなされた合併前の財団法人京阪神ケーブルビジョンとのサービスに関する手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この契約約款中にこれに相当する規定があるときは、この契約約款によってなされた当社の本サービスに関する手続きその他の行為とします。

【料金表】

１．加入料(税込)

項　　　目	金　　額	備　　　　考
・テレビ加入料	２６，２５０円	
・テレビとネット同時加入料	３１，５００円	別に定めるインターネット接続サービスと同時加入の場合は、テレビ 21,000 円＋ネット 10,500 円

２．工事費等(税込)

項　　　目	金　　額	備　　　　考
・引込・宅内工事（戸建て）	２６，２５０円	標準工事費
・機器交換費用	８，４００円	ＳＴＢ等
・機器設置費用	１５，７５０円	ＳＴＢ等
・引込線撤去（戸建て）	１０，５００円	集合等戸建て以外は、別途見積もり
・機器撤去	５，２５０円	ＳＴＢ等機器撤去
・その他	実　費	

（注）実費は当社もしくは当社が指定する業者が別途見積りいたします。

３．利用料(税込)

項　　　目	金　　額	摘　　　　要
・テレビ再送信プラン	１，０５０円 ５，９８５円 １１，７６０円	１世帯あたり月額 １世帯あたり６ヶ月分前納払い １世帯あたり１２ヶ月分前納払い
・ライトプラン （現契約者のみ）	（月額）１，５７５円	ホームターミナル１台目料金を含む。 ホームターミナル２台目以降 ５２５円/台加算(月額)
・デジタルライトプラン （現契約者のみ）	（月額）１，７８５円	ＳＴＢ１台目料金を含む ＳＴＢ２台目以降 ７３５円/台加算(月額)
・デジタルライトＲプラン （現契約者のみ）	（月額）２，６２５円	録画機能付きＳＴＢ１台目料金を含む 録画機能付きＳＴＢ２台目以降 １，５７５円/台加算(月額)
・マルチチャンネルプラン （現契約者のみ）	（月額）３，１５０円	ホームターミナル１台目料金を含む。 ホームターミナル２台目以降 １，０５０円/台加算(月額)
・デジタルデラックスプラン	（月額）４，２００円	ＳＴＢ１台目料金を含む ＳＴＢ２台目以降 ２，６２５円/台加算(月額)
・デジタルデラックスＲプラン	（月額）５，０４０円	録画機能付きＳＴＢ１台目料金を含む 録画機能付きＳＴＢ２台目以降 ３，４６５円/台加算(月額)
◆デジタルデラックスプラン等、デジタルライトプラン等　オプションサービス		
・スター･チャンネルハイビジョン ・スター･チャンネルプラス ・スター･チャンネルクラシック	３ﾁｬﾝﾈﾙｾｯﾄ （月額）２，１００円	ＳＴＢ１台あたりまたは 録画機能付きＳＴＢ１台あたり
・衛星劇場	（月額）１，８９０円	
・グリーンチャンネル ・グリーンチャンネル２	２ﾁｬﾝﾈﾙｾｯﾄ （月額）１，２６０円	
・フジテレビＯＮＥ ・フジテレビＴＷＯ	２ﾁｬﾝﾈﾙｾｯﾄ （月額）１，０５０円	３ﾁｬﾝﾈﾙｾｯﾄ （月額）１，５７５円
・フジテレビＮＥＸＴ	（月額）１，０５０円	

・東映チャンネル	（月額）１，５７５円	
・SPEEDチャンネル	（月額）　９４５円	
・Ｊ-スポーツ Plus	（月額）１，３６５円	
・Mnet	（月額）１，５７５円	
・V☆パラダイス	（月額）　７３５円	
・プレイボーイ	（月額）２，６２５円	
・ピンクチェリー	（月額）２，１００円	
・ミッドナイトブルー	（月額）２，６２５円	
・レインボーチャンネル	（月額）２，４１５円	
・パラダイステレビ	（月額）２，１００円	
・ゴールデンアダルトセット	（月額）３，１５０円	
・チェリーボーイセット	（月額）３，１５０円	
・ディズニー・チャンネル ・トゥーン・ディズニー	２ﾁｬﾝﾈﾙｾｯﾄ (月額)７３０円	デジタルライトプラン限定とします
・番組表料金	２１０円	１冊毎
・上記以外	別に定める金額	

（注１）…ホームターミナルあるいはＳＴＢと録画機能付きＳＴＢを合計２台以上利用する場合は、利用料金の最も高いサービスを１台目とし、２台目以降の料金は、各々のサービスの２台目以降の料金を適用します。

（注２）…ホームターミナルおよびＳＴＢと録画機能付きＳＴＢは、一般加入の場合１加入につき合計５台までとします。

（注３）…ゴールデンアダルトセットとは、ミッドナイトブルー、レインボーチャンネル、パラダイステレビのセットです。

（注４）…チェリーボーイセットとは、プレイボーイ、ピンクチェリーのセットです。

（注５）…利用料の納入方法

毎月払（ただし、テレビ再送信プランのみの場合は毎月払、半年前納払い、一年前納払い）

＊ ＮＨＫの受信料およびＷＯＷＯＷの視聴料は、各放送会社（協会）が定める金額と支払方法によって、各加入者で各放送会社（協会）に支払下さい。

（注６）…オプションサービスの利用料は、ホームターミナルおよびＳＴＢと録画機能付きＳＴＢ毎の支払になります。

（注７）…各サービスの変更は暦の１ヶ月単位とします。

（注８）…マルチチャンネルプラン、ライトプランのオプションサービスの終了に伴いデジタルデラックスプラン等、デジタルライトプランのオプションサービスへ変更を行った加入者は終了月を含む３ヶ月間はマルチチャンネルプラン、ライトプランの利用料を適用します。

４．点検・補修費等

項　目	金　額	備　　考
・保守・点検費	実　費	

５．諸手数料（税込）

項　　目	金　額	備　　考
・加入者変更	１，０５０円	
・加入証明書発行	１，０５０円	
・一時停止	１，０５０円	一時停止時に納付
・再開（営業時間内開栓手数料）	４，２００円	一時停止による再開時に納付
・再開（営業時間外開栓手数料）	８，４００円	一時停止による再開時に納付
・ＳＴＢ暗証番号消去	３１５円	１回毎
・Ｂ－ＣＡＳカード再発行	２，０００円	１枚毎
・Ｃ－ＣＡＳカード再発行	５，２５０円	１枚毎
・デジタル登録手数料	１０，５００円	再送信プラン、マルチチャンネルプラン、ライトプランからの移行手数料

６．損害金（機器等の紛失および修理不能による場合にも適用します）（各１毎）

名　　　称	金　額	備　　　考
・ＳＴＢ	５０，０００円	
・録画機能付きＳＴＢ	７０，０００円	
・リモコン	５，０００円	
・映像・音声コード	１，０００円	
・モジュラー分配器	１，０００円	
・モジュラーコード	１，０００円	
・ビデオコントローラ	１，０００円	
・Ｂ－ＣＡＳカード	２，０００円	
・Ｃ－ＣＡＳカード	５，０００円	
・取扱説明書	１，０００円	

（注）…貸与した機器が有料修理になる場合

①ご使用上の誤り、または不当な修理や改造による故障および損傷。
②設置後の取付場所の移動、落下などによる故障および損傷。
③火災、塩害、地熱、風水害、落雷、異常電圧およびその他の天災、地変による故障および損害。
④システムのうち当社または当社指定以外の業者の施工部分、およびその施工部分に起因する故障の場合。
⑤取扱説明書に表示してある用途以外でご使用された場合。